

106万円の壁撤廃了承

厚生年金、年収問わず加入

社会保障審

厚生労働省は10日、社員に扶養されるパートら短時間労働者が厚生年金に加入する年収要件（106万円以上）を撤廃する方針を固めた。社会保障審議会の部会が大筋で了承した。加入による保険料負担を避け

ようと、働き控えを招く「106万円の壁」とされてきた。勤務先の従業員数の要件もなくす。両要件の撤廃で、週の労働時間が20時間以上ならば、年収を問わず厚生年金に加入することになる。老後の給付が増える

半面、保険料負担で手取り収入が減る課題がある。（5面に関連記事）
手取り減対策として、年収151万円未満の場合、本来は労使折半で加入者が払う保険料の一部を、企業が肩代わりできる仕組み

も協議した。肩代わりする割合は企業が任意で設定。全額を負担することは認めない。肩代わりを受けても将来の年金額は変わらない。
撤廃時期は、年収要件が2026年10月、勤務先の従業員数を51人以上と定めた企業規模要件は27年10月とする方向で調整している。肩代わりの仕組みは26年4月からの時限的な特例として始める。